第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)、その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 用語の意義

この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。

(1) 法令名

用語等	意義	備考
国民保護法(必要に応じて「法」)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す る法律(平成 16 年法律第 112 号)	
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和 と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平 成15年法律第79号)	

(2) 機関名等

用語等	意義	備考
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施 する国の中央行 政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関 で、政令で定めるもの	事態対処法 第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会 その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その 他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他 の公共的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社 法その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行 政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指 定するもの	法第2条
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関	

(3) 武力攻擊関連

用語等	意義	備考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法 第2条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白 な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法 第2条
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃 が予測されるに至った事態	事態対処法 第2条
武力攻擊事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態	事態対処法 第1条

緊急対処事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為 が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切 迫していると認められるに至った事態で、国家として緊 急に対処することが必要なもの	事態対処法 第 22 条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負 傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物 的災害	法第2条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)または化学兵器(chemical weapons)による攻撃	

(4) 国民保護措置関連

用語等	意 義	備考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、 指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは 指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民 保護法第2条第3項に掲げる措置(同項第6号に掲げる 措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの 者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	
緊急対処事態対処基本方針が定められてから廃止される までの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共 機関若しくは指定地方公共機関が第 183 条において準用 緊急対処保護措置 するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が 廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施す る被害の復旧に関する措置を含む。)		法第 172 条
要避難地域	要避難地域 住民の避難が必要な地域	
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域 を含む。)	法第 52 条
避難住民等 避難住民及び武力攻撃災害による被災者		法第 75 条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護 のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第 79 条
救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令 で定める物資)	法第 81 条では 「物資」

特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管または 輸送を業とするものが取り扱うもの	法第 81 条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保し なければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある と認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害 を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第 102 条 (発電所、ガス 発生設備、浄水 施設、ダム、危 険物質等の取扱 所等)
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域 への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が 生ずるおそれがある物質(生物兵器を含む。)で政令で 定めるもの	法第 103 条 (消防法で規定 する危険物等)

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

法第35条関係

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 (法第5条関係)

市は、国民保護措置の実施にあたっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 (法第6条関係)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供 (法第8条関係)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 (法第3条関係)

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 (法第4条関係)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、 国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自 発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法第9条関係)

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 (法第7条関係)

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法第 22 条関係) 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の 確保に十分に配慮する。

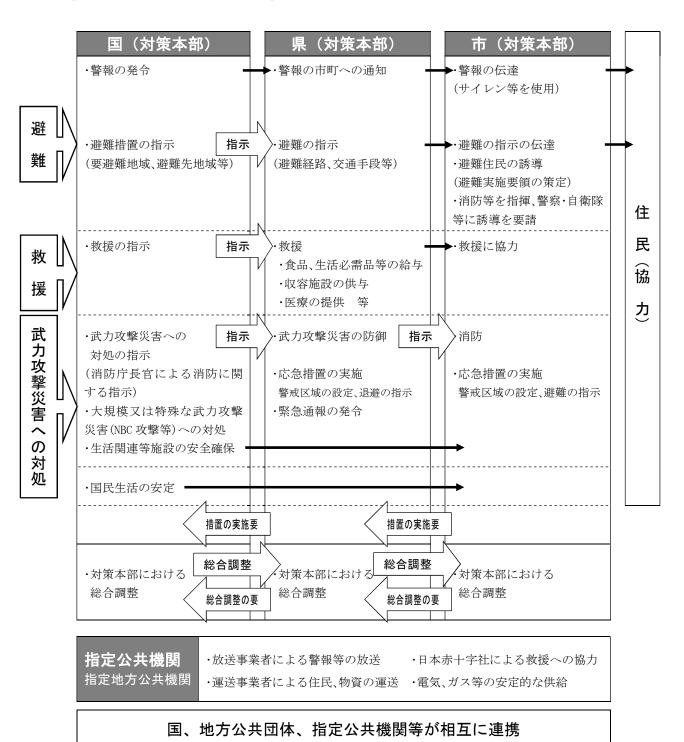
(9) 本市の地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施にあたっては、本市の地域特性(①離島を有すること、②臨海部に石油化学コンビナートを有すること)について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



○ 市の事務

11107事7		
機関の名称	事務又は業務の大綱	
周南市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する 措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	

〇 関係機関の連絡先

※ 資料編に掲載

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

周南市は、山口県の東南部に位置し、東は下松市、光市、岩国市、西は防府市、山口市、北は島根県と接している。地形の特徴としては、北は標高 600mから 1,000mの中国山地を背に、南は瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。市街地北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。

河川は錦川水系、佐波川水系の河川を有しており、錦川には市内に向道ダム、菅野 ダムの2箇所のダムが造られ、また、佐波川の支流である島地川には島地川ダムが造 られている。

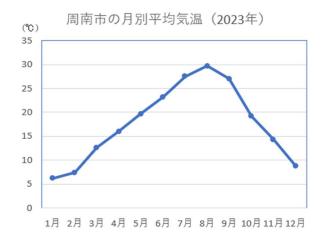
また、島しょ部を有しており、海岸線の延長は非常に長く、とくに離島振興法上の離島(有人)を有している。

方位	地 点	極限経緯度	距離(km)	隣接地名
極東	小松原黒岩	北緯 34 ° 02′ 43″ 東経 132° 01′	36, 87	岩国市
極西	戸田神宮地先	北緯 34 ° 04′ 54″ 東経 131° 38′	30.01	防府市
極南	大島大和東風	北緯 33 ° 58′ 04″ 東経 131° 48′	43. 26	下松市
極北	大潮屋敷	北緯 34 ° 21′ 23″ 東経 131° 46′	45. 20	山口市・島根

市役所所在地 岐山通1丁目1番地 北緯34°03′19″ 東経131°48′23″(資料:市企画課)

(2) 気候

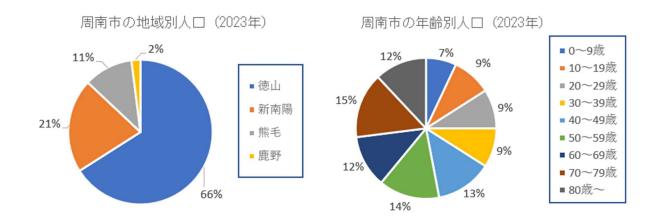
周防山地以南は温暖少雨の瀬戸内型であり、その以北は内陸高地型に属し、冬は降雪量も比較的多い。





(3) 人口分布

人口は、市街地(岐山地区、関門地区、中央地区、今宿地区、富田地区等)に集中 しており、山村部や漁村部では過疎化・高齢化が進んでいる。



(4) 道路の位置等

道路は、東西に延びて下松市及び防府市に繋がっている国道 2 号を中心に、南北に延びる国道 315 号などがあり、山陽自動車道や中国自動車道などの高速道路もあり、4 箇所のインターチェンジを有している。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、山陽新幹線、山陽本線、岩徳線が市街地を東西に走っている。

港湾は、国際拠点港湾である徳山下松港があり、水深 14m 岸壁をもつ埠頭が整備され、物流の拠点として臨海部の工業地帯の発展を支えている。



(6) 国民保護に及ぼす本市の地域特性

本市の主な地域特性として、①離島を有すること、②臨海部に石油コンビナートを 有することの2点が挙げられ、これらの地域特性について、住民の避難誘導等の措置 を講ずる上で、考慮する必要がある。

特性① 有人離島が存在

・島名 大津島

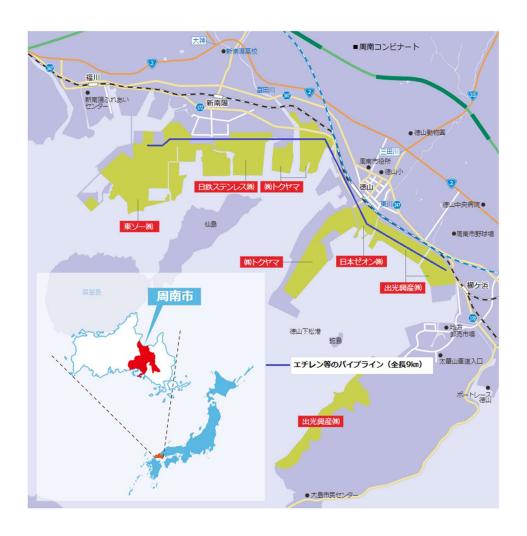
· 人口 179 人 (R6. 3. 31)

・本土との距離 約10km

・離島航路 所要時間 30 分、フェリー総トン数 145 トン、旅客定員 200 名

特性② 臨海部に石油コンビナートが存在

臨海部には、石油、化学、鉄鋼等の基礎素材型製造業を中心とした全国有数のコンビナートが展開し、大量の可燃物有毒物等危険物の取扱も多く、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている事態、事態ごとの特徴及び留意点は以 下のとおり

① 着上陸侵攻

1工性区人	
特 徴	留 意 点
・国民保護措置実施地域が広範囲、期間が長期	・事前準備可能
武力攻撃予測事態において住民避難も想定	先行避難、広域避難
・船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸	・武力攻撃災害広範囲
部が当初の侵攻目標になりやすい。	・攻撃終結後の復旧が課題
・航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の	
離着陸可能な空港が目標になりやすい。	
・爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発	
生、石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想	
定	

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徵	留 意 点
・事前予測困難、突発的な被害発生の可能性	・攻撃当初は屋内に一時避難その
・都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダム等に対す	後、適当な避難地へ移動
る注意必要	・緊急通報の発令、退避の指示、警
・被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾(ダーティボム)の	戒区域の設定等
使用も想定	

③ 弾道ミサイル攻撃

特 徵	留 意 点
・発射段階で攻撃目標の特定困難、短時間で着弾	・迅速な情報伝達と適切な対応に
・弾頭の種類 (通常弾頭、NBC弾頭) に応じて被害の	より被害を局限化
様相、対応に相違	・屋内避難、消火活動中心
・通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ、被害は局限化。	
家屋、施設等の破壊、火災等	

④ 航空攻撃

特徵	留 意 点
・事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻	・攻撃の目標地を限定せず広範に
撃目標の特定困難	屋内避難
・都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になるこ	生活関連等施設の安全確保措置
とも想定	必要
・意図達成まで攻撃が繰り返される可能性	
・通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等	

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり

《核兵器等》

特 徵	留意点
・当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によっ	・熱線による熱傷や放射線障害
て、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能によ	等、核兵器特有の傷病に対する
る残留放射線によって被害発生	医療必要
・放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散	・風下への避難を避ける。
し被害範囲拡大	・外部被爆や内部被爆の抑制
	・汚染地域への立入制限、要員の
	被爆管理必要

《生物兵器》

特 徵	留意点
・人に知られず散布可能、潜伏期間に感染者が移動し被	・国による一元的情報収集、デー
害拡大	タ解析等により、感染源、汚染地
・ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡	域を特定
大	・病原体の特性に応じた医療、蔓
	延防止対策が重要

《化学兵器》

《[[[一十六十]	
特 徴	留意点
・風下方向に拡散	・原因物質の検知、汚染地域の特
・神経ガスは空気より重く、下をはうように拡散	定、風上の高台に住民を誘導
	・汚染者の除染、原因物質の特性
	に応じた救急医療
	・汚染地域の除染、原因物質の除
	去重要

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている事態例、被害概要は以下のとおり。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 概 要
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等	・爆発、火災による住民被害、建物、ライフ
の爆破	ライン等の被災
・危険物積載船への攻撃	・危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航
・ダムの破壊	路の閉塞
	・下流での被害多大

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破、施設崩壊による人的被害多大

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 概 要
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線
・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	による後年のガン発症
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散	・生物兵器の場合と同様、毒素の特徴は化学
布	兵器の特徴と類似
・水源地に対する毒素等の混入	・化学兵器の特徴と同様

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テ	・施設の破壊に伴う人的被害、施設規模によ
п	り被害の大きさに差異、建物やライフラ
・弾道ミサイル等の飛来	イン等が被災